要質問法と信息から

手段はまだある

おいしい話にひっかかって しまったAさん、B子さん、Cさ ん。解決の手段を考えてみよう。

手段 その 3 消費者契約法で契約を取り消せるか

クーリング・オフや中途解約できなかったケースをチェックしてみよう。

次のような場合は取り消せます。

1. ウソの情報を与えられた場合

2. 消費者に不利益な情報が提供されない場合

3. 不確実なことを確実と告げられた場合

4. 勧誘の場所から出ていかない、又は出て 行かせない場合

5. 通常の分量等を著しく超える場合

6. 社会生活上の経験が乏しい消費者の不安 をあおったり(進学、就職、結婚ほか)、 恋愛感情等につけこんだ場合

C さんは $1 \sim 6$ に該当するだろうか?

私の場合は

だから取り消せるはず。

手段 その 1 クーリング・オフできるか

①ワーク10のAさん・B子さん・Cさんのケースを読み取り、チェックシートの()に記入しよう。②チェック内容に合致したら、□にチェック∨を付けよう。

③クーリング・オフができるかどうか判定しよう。

Aさん B子さん Cさん

すぐ通知書を送ろう

定

クーリング・オフ チェックシート (今日の日付 8月8日)									
		Aさん		B子さん		Cさん		チェック内容	
1	ど こ で (契約場所)	喫茶店	V	()		()		業者の店舗や営業所など以外であること	
2	何を(契約対象)	()	П	()		()		次のどちらかに該当すること(訪問時、キャッチセールス等の場合) ① クーリング・オフ適用除外商品・サー	
3	使用・消費したか	未使用		使用した		()		ビスではないこと ②契約対象が政令指定消耗品の場合 は、使用・消費していないこと	
4	い つ (契約日)	8月1日		7月30日		8月1日		契約書面の受領日から8日以内であること 連鎖販売(マルチ商法)、内職商法は20日以内	
5	いくらで (金額)	()		()		()		3,000円未満の現金取引ではないこと	
6	取引形態は (商 法 名)	() ()		()		()		通信販売でないこと	
7	誰 が (契 約 者)	()	本人		本人		父母(法定代理人)の同意を得ないで 行った未成年者の契約は取り消せる	
	すべて ☑ ならクーリングオフできる								

クーリング・オフができるものを○で囲む クーリング・オフができないものを○で囲む

> Aさん B子さん Cさん 手段 その 2 へ行こう

クーリング・オフ 解約の通知書を送ることで理由を説 明することなく一方的に無条件で解 約できる。返金請求もできる。

販売目的を告げずに連れて行かれた り、呼び出されたなどの場合は、店舗 や営業所でもクーリング・オフできる。

・クーリング・オフの適用を除外する 商品・サービスの例

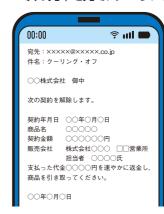
自動車販売 自動車リース 政令指定消耗品 葬儀 電気・ガス・熱の供給サービス 携帯電話など通信に関するもの 株式会社以外が発行する新聞の販売など

·政令指定消耗品

健康食品 不織布・織物 コンドーム・生理用品 防虫剤・防臭剤 化粧品・石けん・ 洗剤 履き物 壁紙 配置薬等 *政令指定消耗品でない商品は使用した場合でもクーリング・オフができる。

取消は未成年者本人、法定代理人(父 母)のどちらからでも行える。 ただし、未成年者が詐術を使った場合 は保護されないことがある。

次の見本を見て、クーリング・オフ通知を作ってみよう。



次の契約を解除します 契約年月日 〇〇年〇月〇日 商品名 〇〇〇〇〇 契約金額 〇〇〇〇〇円 販売会社 株式会社〇〇〇 □□営業所 担当者 〇〇〇〇氏 支払った代金○○○○円を速やかに返金し 商品を引き取ってください。 ○○年○月○日 ○○県○市○○町 氏名 〇〇〇〇

手 段 な し

雲隠れしちゃって、 どうしようもないよ。

ネット取り引きは慎重に



特定継続的役務提供の指定7業種は中途解約権があります。

解約に応じて くれない時は

エステテ パ 家 学 語 ソ 容 庭 学 コン 医 教 教 イツ 師 塾 室 教 ク

手段 その 4

護士

少額訴訟に踏み切るか

少額訴訟を利用するためには

- ① 裁判による請求額が60万円以下
- ②被告が少額訴訟手続きに異議がない
- ③ 利用回数制限 (年10回) を超えないこと



